

議第63号 呉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

1 制定の趣旨

本市が将来にわたり、持続的に成長・発展し続けるためには、本市の地域経済・社会の重要な担い手である中小企業・小規模企業の振興が不可欠であり、中小企業・小規模企業の自助努力と創意工夫を地域社会全体で支援し、本市の発展につなげることを明らかにするため、条例を制定するものです。

2 条例の内容

(1) 前文

条例制定の背景や目的などに関する基本的な事項を規定します。

(2) 目的

条例の内容を理解・推測することができるよう、この条例の立法目的を規定します。

(3) 定義

条例上での用語の定義を規定します。

(4) 基本理念

条例の目的を実現するため、中小企業・小規模企業の振興に係る基本的な理念、考え方について規定します。中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととします。

ア 中小企業・小規模企業が、本市経済の発展に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。

イ 中小企業者及び小規模企業者の自助努力及び創意工夫による事業活動及び創業が促進されること。

ウ 中小企業者及び小規模企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑に行われること。

エ 市、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関及び市民の連携及び協力が図られること。

(5) 市、中小企業支援団体その他関係者の役割等

基本理念にのっとり、多様な主体（市、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関及び市民）が中小企業・小規模企業の振興に当たってそれぞれ果たすべき役割等を規定します。

(6) 施策の基本方針

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念に基づき市が取り組む施策の基本方針について規定します。

市は、次に掲げる事項を基本として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとします。

ア 経営の革新及び創業を促進すること。

イ 経営基盤の強化を促進すること。

ウ 事業活動に必要な資金調達の円滑化を促進すること。

- エ 販路の拡大を促進すること。
- オ 人材の育成及び雇用の安定を促進すること。
- カ 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- キ 受注機会の増加につながる地元調達等を促進すること。
- ク 地域資源の活用等による産業の活性化及び創出を促進すること。
- ケ 中小企業・小規模企業に対する市民の理解の増進に努めること。

(7) 教育の充実

市内の学校において、中小企業・小規模企業の事業や役割等について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めることを規定します。

(8) 会議の開催

中小企業者、小規模企業者その他の関係者から広く意見を聴取するための会議を定期的に行い、振興策の実施状況を報告するとともに、市内の中小企業・小規模企業の現状を把握し、施策に反映させるよう努めることを規定します。

3 呉市中小企業振興基本条例（仮称）制定検討懇話会

(1) 会議の開催状況

開催日		議事内容
第1回	平成30年4月18日	(1) 懇話会の設置目的及びスケジュール (2) 中小企業を取り巻く現状及び呉市の中小企業振興施策 (3) 呉市中小企業振興基本条例（案）の骨子
第2回	平成30年5月30日	(1) 呉市中小企業振興基本条例（仮称）案 要綱 (2) 関係団体等へのヒアリング（案） (3) 呉市内企業経営動向アンケート調査（案）
第3回	平成30年11月20日	(1) 条例制定スケジュールの変更（案） (2) 前回提示した条例案要綱の振り返り (3) 座長講話「中小企業振興基本条例の実践とまちづくり」
第4回	平成31年1月30日	(1) 呉市内企業経営動向アンケート調査の結果 (2) 条例素案 (3) パブリックコメントの実施
第5回	平成31年4月24日	(1) 市民から寄せられた意見及びその対応（案） (2) 条例（修正素案） (3) 条例制定後のスケジュール（案）

(2) 委員名簿

氏名	所属団体等	役職等	備考
井上 明	合同会社よ一そろ	代表執行役員	若手経営者
今村 徳房	広島県中小企業家同友会呉支部	県理事	団体役員
植田 浩史	慶應義塾大学	経済学部教授	座長・学識経験者
畦 淳造	広島経済同友会呉支部	支部長	団体役員
小野 香澄	NPO法人呉サポートセンターくれシェンド	プロジェクトマネージャー	地域活性化支援団体職員
亀山 博司	呉広域商工会	会長	団体役員
木村 弘	広島修道大学	商学部教授	副座長・学識経験者
小林 通匡	呉商工会議所	副会頭	団体役員
濱中 秀樹	呉信用金庫	前地域貢献部長	金融機関職員
綿岡久美子	株式会社ワタオカ	代表取締役	女性経営者

4 市民意見の公募手続（パブリックコメント）の実施

(1) 募集期間

平成31年3月11日（月）から4月9日（火）までの30日間

(2) 周知方法

呉市のホームページ及び市政だよりへの掲載並びに市役所1階ロビー、各市民センター等における配布

(3) 提出された市民意見等

意見の内容	市の考え方
第11条（施策の基本方針）	
第11条 施策の基本方針にあることを受益するには申請等が必要になると思われます。 しかし、零細企業（特に個人事業主・高齢事業者）は申請手続きや情報収集が困難になると思われますので、零細企業に向けての支援策や対策を講じていただきたい。	条例制定後に、中小企業者、小規模企業者など関係者の皆様から、中小企業・小規模企業の振興に関し広く意見を伺い、現状の把握と施策に反映させるための会議を開催する予定です。この会議の場を有効に活用し、中小企業・小規模企業の振興につなげていくよう取り組んでまいります。

意見の内容	市の考え方
第13条（会議の開催）	
<p>①本条例（素案）において、第13条（会議の開催）については、市内の中小企業・小規模企業の現状を把握し、課題の解決に向けて中小企業者・小規模企業者や支援機関等、関係者から広く意見を聴く場として定期的に開催されることは非常に意義のあることであり、これが施策に反映されることを強く望んでおります。また、第4条（市の役割）においても、振興施策を定め、実施していくためには、市民も含め関係機関との相互連携が重要かつ不可欠との認識が示されております。</p> <p>以上のことから、第13条（会議の開催）の条文において、「広く意見を聴取する」という表現より、「広く意見を聴く」とした方が、相互連携の趣旨をよりわかりやすく表現されると考えます。</p>	<p>「聴取する」と「聴く」は、同意義ですが、より分かりやすい表現とするため、御指摘のとおり条文を変更します。</p>
<p>②会議の開催に当たり、中小企業・小規模事業者の意見や現状をどのように吸い上げていくのでしょうか。</p>	<p>企業経営動向アンケートやヒアリングなど様々な方法が考えられますが、具体的な内容は、今後設置する会議の中で議論し、効果的な方法を検討してまいりたいと考えています。</p>
その他の意見	
<p>商工事業者の発展なくして地域活性化は無いと考えております。本条例が中小零細企業者様にとってより良い条例となり、その効果が呉市だけでなく、広島県及び全国へ波及することを心より願っております。</p>	<p>条例素案に賛同の御意見として承りました。</p>

5 施行期日

令和元年7月20日